

[研究報告]

遺族年金における遺族概念の社会的変容

—生計維持要件を中心に—

河谷 はるみ¹

【要 旨】

遺族年金は、被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに、その者によって生計を維持されていた一定の遺族に給付される。遺族年金の受給資格として生計維持要件が付けられるのは、被保険者等の死亡によって生計の途を失う者一すなわち生活保障の必要性がある者一に限って、遺族年金を支給しようとするためである。本論文では、遺族年金の受給要件の一つである「生計維持要件」を中心に、最近の判例を素材にして、遺族年金における遺族概念の社会的変容について検討する。はじめに、年金保険の「遺族」要件と医療保険の「被扶養者」要件から、両者の相違点を整理する。次に、実際の生計維持関係等の認定基準について、遺族給付に係る政令・通知を確認する。判例は、遺族年金における生計同一要件と例外条項を取り上げて検討する。そして、生計維持要件における「被扶養」や「生計維持」の在り方を含めた政令の見直しを提言していきたい。

今後、女性の社会進出とともに共働き世帯も増加して、これまでの家族形態はより一層変化していくであろう。そして女性（妻）が自ら所得を得ることで、夫婦間における経済面での相互依存関係は希薄化すると考える。そうなると、現行の生計維持要件は緩和され、「遺族」そのものの意義やその性質も変化していくのではないだろうか。社会保障審議会年金部会議論の整理（平成27年1月21日）のなかでは、生計維持要件は言及されなかった。しかし、ワークライフバランスの推進や女性活躍推進法の施行など、女性の就労環境を整備する立法議論が続くなか、これらの社会的変容を踏まえた遺族概念や生計維持要件の検討、そして政令の見直しは急務と考える。

キーワード: 遺族年金、社会的変容、生計維持要件、生計同一要件、例外条項

I. はじめに

ILO (International Labour Organization, 国際労働機関) は、1925年以降10年間に、労働者災害補償、疾病保険、老齢、遺族等の事故に対する年金保険、失業保険に関する諸条約を採択し、これらの社会保険の分野において原理上の指導的地位に立ってきた。1952年第35回ILO総会では、「社会保障の最低基準に関する条約」(第102号)が採択され、所得保障の分野においても、老齢年金、廃疾年金および遺族年金について具体的な基準が定められた。ILO102号第60条1項は、「遺族給付」の給付事由について「適用を受ける事故は、被扶養者の死亡の結果その寡婦または子が被る扶養の喪失とする。」と規定したことから、「遺族」の一般的な意義は「扶養の喪失」とされている。

遺族年金は、被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに、その者によって生計を維持されていた一定の遺族に給付される。生計が維持されていたという要件を「生計維持要件」、生計を同じくしていたという要件を「生計同一要件」という。この「生計を維持されている。」とは、原則として①同居していること(別居していても仕送りしている、健康保険の扶養親族である等の事項があれば認められる。)、②加給年金額等対象者について、前年の収入が850万円未満であること、または所得が655.5万円未満であること、という要件を満たす場合をいう。遺族年金の受給資格として生計維持要件が付けられるのは、被保険者等の死亡によって生計の途を失う者一すなわち生活保障の必要性がある者一に限って、遺族年金を支給しようとするためである¹⁾。しかし、行政実務では、生計維持要件は、生

¹九州看護福祉大学看護福祉学部 社会福祉学科

計同一要件を満たすだけでなく、所定の収入・所得要件を満たす場合に認めている。

わが国において民間企業の被用者を対象とした年金制度は、1939（昭和14）年の船員保険法による船員の年金制度が最初である。その後、1941（昭和16）年に労働者年金法が制定され、1944（昭和19）年に厚生年金保険法と改称された。当時の遺族年金に「生計維持要件」は問われておらず、1948（昭和23）年改正で導入された。現代的な年金制度として社会保障のなかに位置づけられてくるのは、厚生年金保険法の全面改正が行われた1954（昭和29）年以降である。

1985（昭和60）年改正で、全国民共通の基礎年金を導入するに当たり、各制度で異なっている支給要件を統一するという観点から、各年金制度共通の生計維持要件を設定することとされた。改正当時は、「年収600万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者」を生計維持関係にあると整理している。死亡した配偶者の収入に関わりなく「生計を維持されていた」という要件に当たらないというためには、社会通念上著しく高額な収入があるもの、すなわち、通常の所得分類の最高位に該当する者ということで被用者年金の上限10%に当たる年収が基準として採用されたのである。このような生計維持要件については、基準額が高すぎるという批判や引き下げるべきという提案もなされ、この基準額では、ほとんどの遺族は生計維持要件を満たすのではないかという見解もある。また生計維持要件を満たすか否かは、原則として死亡時の前年収入で判断される。つまり、その時点で要件を満たして受給を開始すれば、その後に年収が基準額を超えても支給は継続され、逆に要件を満たさなかった場合は、受給権は発生しないことになる。

2012（平成24）年、夫を亡くした子を持つ妻だけでなく、妻を亡くした子を持つ夫についても遺族基礎年金を支給する改正法が成立し、今や旧来の考えに立脚した遺族年金制度は変容しつつある。厚生労働省は、2014（平成26）年1月、遺族基礎年金の父子家庭への拡大に関わる政令案のパブリックコメントに対する回答のなかで、現行の遺族年金の給付の内容・要件や生計維持の考え方には一定の見直しが必要であるとの整理をしている。

本論文では、遺族年金の受給要件の一つである

「生計維持要件」を中心に、最近の判例を素材にして、遺族年金における遺族概念の社会的変容について検討する。はじめに、年金保険の「遺族」要件と医療保険の「被扶養者」要件から、両者の相違点を整理する。次に、実際の生計維持関係等の認定基準について、遺族給付に係る政令・通知を確認する。判例は、遺族年金における生計同一要件と例外条項を取り上げて検討する。そして、生計維持要件における「被扶養」や「生計維持」の在り方を含めた政令の見直しを提言していきたい。

Ⅱ. 年金保険の「遺族」要件と医療保険の「被扶養者」要件

国民年金法第37条の2第1項は、「遺族基礎年金を受け取ることができる配偶者又は子は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者又は子であつて、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとす。」、厚生年金保険第59条1項は、「遺族厚生年金を受け取ることができる遺族は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母であつて、被保険者又は被保険者であった者の当時その者によって生計を維持したものとす。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとす。」と規定している。

遺族補償年金は、労働者災害補償保険法第16条の2第1項本文柱書で「遺族補償年金を受け取ることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の当時その収入によって生計を維持したものとす。ただし、妻（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、労働者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとす。」と規定している。遺族厚生年金に関しては、生計維持要件の基準額が年収850万円と具体的に定められているのに対し、労働者災害補償保険法では、具体的な基準額は示されておらず、個別の事情に即して生計維持関係が認定されている。つまり、遺族補償年金の年齢要件は遺族厚生年金と同であるが、「兄弟姉妹を含む。」という点で受給権の範囲は広く、

生計維持関係についても、具体的な基準額は示されず、その認定は個別の判断に委ねているという相違点がある。これらの制度が損害賠償の側面を有しており、したがって受給権移転説的な性格が強いためなのかもしれない。そうした制度の趣旨・目的が遺族補償年金の独自性にどの程度影響するののかも含め、遺族厚生年金と同様の論点について見直しが求められる²⁾、という意見もある。

医療保険の「被扶養者」要件について、健康保険法第3条7項は、次のとおり規定している。

この法律において、「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りではない。

1 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの

2 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

3 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

4 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

2012（平成24）年8月22日「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、健康保険法（大正11年法律第70号）も一部改正された。兄姉の被扶養認定における同居要件は撤廃となり、被保険者の兄姉を被扶養者と認定する要件については、生計維持関係のみ（健康保険法第3条関係）となった。なお、2016（平成28）年10月以降は、兄弟姉妹の区別なく、「生計維持関係」の条件のみとなっている。なお、国民年金法と厚生年金保険法の遺族の要件には、「主として」という文言がない。健康保険法第3条7項の「主として」その被保険者の収入

で生計を維持している場合とは、おおまかに扶養家族の生活費の2分の1以上を、被保険者の収入によって賄っている状態をいい、経済的扶養事実が将来にわたって継続していることが基本となっている。つまり、年金保険における「生計が維持される」とは、生計の基礎を被保険者等に置いていることであり、医療保険における「生計を同じくする」とは、被保険者等と生活を営む上で生計を同じにしていることなのである。このように、年金保険と医療保険の要件をめぐる両者の相違点については、年金保険には制度から外れた場合に救う制度はないが、健康保険には国民健康保険という制度があることから見出すことができよう。

Ⅲ. 生計維持関係等の認定基準

遺族給付に係る生計維持要件は、政令に委任されている。この規定に従って、生計維持・生計同一関係の認定基準及び認定の取扱いが、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて（昭和61年4月30日庁保険発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長連名通知）」等で定められている。国民年金法等の一部を改正する法律（平成22年法律第27号）の施行に伴い、併せて関連通知の整理が行われ、生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いも、新しい認定基準となった。「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて（国民年金法）平成23年3月23日年発0323号」、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて（厚生年金保険法）平成23年3月23日年発0323号」では、生計維持関係等の認定日において、生計同一要件及び収入・所得要件を満たす場合に、生計維持関係があると認定される³⁾。

【生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて（国民年金法）】

①生計維持関係等の認定日

生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者に係る生計維持関係等の認定を行うに当たっては、次に掲げる生計維持関係等の認定を行う時点（以下「認定日」という。）を確認した上で、認定日において生計維持関係等の認定を行うものとする。なお、障害基礎（厚生）年金は、特別に認定日が定め

られていないため(a)～(c)までを取り上げる。

(a) 受給権発生日

(b) 老齢厚生年金に係る加給年金額の加算開始事由に該当した日

(c) 老齢基礎年金に係る振替加算の加算開始事由に該当した日

これらの認定日の確認については、受給権者からの申出及び認定日の内容に応じ所定の書類の提出を求め行うものとされている。

② 生計同一に関する認定要件

(a) 生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者が配偶者又は子である場合

住民票上同一世帯に属しているとき

住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき

住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき（詳細は略）

(b) 生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者が死亡した者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族である場合

住民票上同一世帯に属しているとき

住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき

住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき（詳細は略）

これらの事実の認定については、受給権者から所定の書類の提出を求め行うものとされている。

③ 収入に関する認定要件

生計維持認定対象者（障害厚生年金及び障害基礎年金並びに障害年金の生計維持認定対象者は除く。）に係る収入に関する認定に当たっては、次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額（年額850万円）以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当するものとする。

(a) 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であること。

(b) 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること。

なお一時的な所得があるときは、これを除いた

後、前記(a)又は(b)に該当することや前記の(a)、(b)又は一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記(a)又は(b)に該当することに該当しないが、定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められること。

これらの認定については、受給権者からの申出及び生計維持認定対象者の状況に応じ所定の書類の提出を求め行うものとされている。

社会保障審議会年金部会「遺族基礎年金について（平成24年1月23日）」では、見直しの論点の一つに、支給要件の判定基準（生計維持要件）の取扱い（基準を引き下げるかどうか）が取り上げられた。また、社会保障審議会年金部会「遺族年金制度の在り方（平成26年11月4日）」では、「生計維持要件の850万円については、高すぎるとの指摘がなされている。この要件は、死亡時点において判断するものであり、将来の収入を見通すことは困難であることから、広く受給権が発生するよう設定されているものであることも考慮して検討していくべきである。なお、基準以上の収入が見込まれ受給権が発生しなかった遺族は、その後予測できない収入の変化があった場合でも遺族年金の支給を受けることができないことについても、併せて検討すべきである。」と整理されている。

イギリスでは、2014年制度改正において遺族給付が見直されており、わが国でも、共働きが一般化することを前提とした場合の遺族年金制度の在り方について、現行の仕組みに残る男女の要件の違い⁴⁾や養育する子のいない場合の給付設計なども含めた検討が求められている。「社会保障審議会年金部会議論の整理（平成27年1月21日）」では、男女の就労の変化を受けて、「男性が主たる家計の担い手である」との前提に立つ遺族年金制度の見直しが今後の重要な政策課題のひとつとされている。しかし、「遺族年金制度は、時間をかけて基本的な考え方の整理から行っていくのが良いのではないかとの認識を共有した。」ということのみで、生計維持要件（年収850万円以上の所得見直し）については言及されなかった。

IV. 生計同一要件と例外条項に関する判例

遺族厚生年金不支給処分取消請求事件（東京地方裁判所（平成25年（行ウ）第487号）平成27年2月24日判決）は、老齢厚生年金の被保険者であり平成23年6月26日に死亡したA（以下「亡A」という。）の孫である原告（平成8年4月17日生）が、原告は亡Aの死亡当時亡Aによって生計を維持していたものであって、厚生年金保険法（以下「法」という。）59条1項、同法施行令（以下「施行令」という。）3条の10に定める遺族厚生年金の受給要件を満たすとして、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定請求をしたところ、厚生労働大臣から遺族厚生年金を支給しない旨の決定（以下「本件不支給決定」という。）を受けたことから、本件不支給決定の取消しを求めるとともに、申請型の義務付けの訴えとして、遺族厚生年金支給決定の義務付け（以下「本件義務付けの訴え」という。）を求めた事案である。争点は、「原告は、法59条1項にいう「被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持していたもの」との要件（以下「生計維持要件」という。）を充足するか。」である⁵⁾。そこで遺族年金における生計維持要件とその運用について、生計維持要件の「推定」に着目して検討していきたい。

原告は、『共働き夫婦の場合、夫が死亡し、妻に約800万円の年収があっても、配偶者間で生計維持関係が認められ、妻に遺族厚生年金が支給される。この場合において、夫の年収が少なく、事実上妻が夫を扶養していても、生計維持関係が認められ、遺族厚生年金が支給される。本来約800万円の年収があれば、自立して裕福な生活ができ、ほかに人に頼る必要はないが、厚生労働大臣が定める額である850万円未満であるため、生計維持関係を認め、遺族厚生年金が支給されるのが実務の実態である。他方、祖母と孫の間においては、民法877条1項が「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」と規定し、施行令3条の10も配偶者と孫を同列に扱っているにもかかわらず、祖母が孫の衣食住といった生活の根幹に関わる費用を負担し、扶養していた実態を実証しなければ被生計維持者と認められないとするのは、配偶者間の認定と著しくかい離して整合性を欠き、平等原則に反する。』と主張した。

これに対して、被告は「生計維持要件を充足するというためには、一般的に、被保険者等が自己の収入から生活費、療養費等の出損を行い、これが当該遺族の生計を維持するための相当な部分を占め、当該被保険者等の収入からの出損が失われるときは当該遺族の生計の維持に支障を来すこととなる関係を必要とする。このような関係を判断する基準として、客観性及び公平性を確保するという観点から、本件通知（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」）が設けられている。本件通知は、「生計維持認定対象者」（遺族厚生年金の受給権者）が、「認定日」（受給権発生日）において、生計同一要件及び収入要件のいずれも満たす場合には、一応施行令3条の10の配偶者等に該当するといえるとした上で、形式的には生計同一要件及び収入要件を満たすとしても、施行令3条の10に授權をしている法59条4項、1項の「生計を維持していた」との実質とかい離する場合が生じることも想定し、「これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合」には、施行令3条の10の配偶者等に該当しないことを示したものである。したがって、ある者が施行令3条の10の配偶者等に該当するというためには、生計同一要件及び収入要件を満たし、かつ、これらの形式的な要件により、請求者が被保険者等によって生計を維持されていたと認定することが実態と著しく懸け離れておらず、社会通念に反しないと認められる必要があるというべきである。原告は、亡Aの死亡時において、亡Aのみではなく、原告の父母とも同居していたところ、社会通念上、父母に収入がある場合、その子は第一義的には父母の収入によって生計を維持しており、仮に祖父母からの支援があったとしても、それは父母の収入を補完する援助の性質を有するにすぎないと認められることが多い。」と主張した。

東京地方裁判所は、「被保険者等とその遺族との間において両者がそれぞれの生計維持につきどの程度の義務を負うかは、遺族の立場に応じて異なると考えられるが、この点に関連する民法の定めは大要次のとおりである。すなわち、夫婦は、同居、協力及び扶助の義務を負い（752条）、婚姻から生じる

負担を分担し(760条)、日常家事債務につき連帯して責任を負い(761条)、両者のいずれに属するか明らかでない財産はその共有に属するものと推定され(762条2項)、この関係は、両者の一方が死亡するか又は両者が離婚するまでの長期間継続するものである。他方、それ以外の親族についてみると、直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務を負うとされているが(877条)、このうち親子に関しては、父母は成年に達しない子に対する親権を有し(818条)、親権を行う者は、この監護教育についての権利義務を有する(820条)。このように、被保険者等と遺族との生計維持に関わる義務の程度は遺族の立場によって大きな差異があり、特に夫婦間と親子間における上記義務は他に比べて重いものというべきである(夫婦間及び親と未成熟子との間ではいわゆる生活保持義務があり、他の親族との間ではいわゆる生活扶助義務しかないともいわれる。)。法59条は、遺族年金の支給対象者たり得る要件を遺族の立場に応じて個別に定めるとともに(1項)、支給対象者の要件を備えた者の中では被保険者等の配偶者と子を優先させているが(2項)、これは、同条が上記の差異を踏まえて支給対象者を具体化する趣旨に出たものと解される所であり、同条がかかる規範的価値判断を前提としていると解される以上、同条が定める生計維持要件の解釈に当たっても、以上のような遺族の立場に応じた規範的観点をも踏まえて判断がされるべきものと解するのが相当である。」「施行令3条の10は、生計維持要件の充足について、生計同一要件と収入要件の充足という2つの事実関係のいかんによって判断するとしているのであるが、同条は、生計維持に関わる事情が個別の事案ごとに多様であると考えられる中で、多数の裁定請求につき一律かつ迅速に判断するために、上記2つの事実関係において所定の要件を満たす場合には、生計維持関係があるものと推定するという趣旨のものと解される。そうすると、施行令3条の10所定の要件を満たした場合であっても、他の事情のいかんによっては、法59条1項の定める生計維持要件を満たさないことになる場合もあり得るところ、本件通知が、施行令3条の10に沿った形で生計同一要件等の具体的認定に係る定めを置いた上で、本件通知の定めるところによれば生計維持関係があるものと認定できる場合であっても、その「認定を行うこ

とが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には」この限りでないとしているのは、かかる観点から理解し得るものといえる。」としたうえで、「夫婦間の経済的依存関係は密接であり、かつそれが長期にわたり継続すると考えられる以上、被保険者等の死亡当時において、被保険者とその配偶者である支給対象者が生計同一関係にあり、かつ支給対象者が高額の年収(850万以上)を将来にわたって得ると認められないときには、一方の収入がなくなれば他方の生計維持に支障を来すことになるであろうから、かかる事情の存在をもって生計維持関係の存在を推定することには合理性があるものと解される。」と判断した。そして「他方、支給対象者が孫である場合についてみると、支給対象者が孫(法59条によれば原則として18歳未満の者である。)である場合に、その者に年850万円以上もの収入があるとは通常考えられない以上、孫については、被保険者等と生計を同一にしていなければ当然に支給対象と推定される結果となる。(略)孫の生計維持に一次的に責任を負うのはその父母と解されるにもかかわらず、当該孫とその父母との生計の同一のいかんや、当該父母の収入や資産の状況いかんといった事情を何ら考慮することなく、単に孫が祖父母と生計と同一にしているということだけで、孫が祖父母により生計を維持していると推認するのは、法59条に定める生計維持要件の解釈に照らして不合理というべきである。そうすると、孫が支給対象者である場合については、施行令3条の10は、法59条4項の委任の範囲を逸脱したものといわざるを得ないのではないかと考えられるが、仮にそこまでいい切れないとしても、その推定力は弱いものといわざるを得ず、当該孫の父母の資力等の諸事情のいかんにより、その推定は覆されるものと解するのが相当である。」としたうえで、「本件各訴えのうち、本件義務付けの訴えは不適法であるから却下し、原告のその余の訴えに係る請求は理由がないからこれを棄却する。」と判断した。

東京地方裁判所判決の結論は、妥当と考える。なぜならば、亡A(祖母)の死亡当時、原告(孫)の生計を第一に維持するべき立場にあったのは、原告の父(世帯主)であるからである。原告(孫)は、当時中学3年生で、その者に年850万円以上もの取

入があるとは考えられない。そのため、生計を同一にしていること（生計同一要件）のみで、支給対象者と「推定」される。確かに亡Aの老齢基礎年金・老齢厚生年金は、家族の生活全般にかかる費用の一部として充てられていたのかもしれない（推定）。実際、原告の学校関係費用（毎月1,972円ないし9,952円）は、亡Aの普通預金口座から引き落としがなされていた。しかしその開始時期や最高でも毎月1万円以内の学校関係費用であるならば、原告の母（専業主婦）も働いて、この費用を準備することは可能だったのではないだろうか（推定）。以上のことから、原告が「遺族年金受給にかかる生計維持要件を充足している。」という推定力は弱いと判断できる。

この判例のように、生計同一要件充足性と「例外条項」が争点となった判例に、遺族厚生年金不支給決定取消等請求事件（東京地方裁判所（平成26年（行ウ）第502号）平成28年2月26日判決）がある。本件は、原告が、法律上の婚姻関係にあったaが平成24年7月7日に死亡した後、同人の配偶者（妻）として遺族厚生年金の裁定を請求した（同年8月14日受付）ところ、処分行政庁（厚生労働大臣）から、aの死亡当時、原告がaによって生計を維持していたとは認められないとの理由により、平成25年3月6日付けで遺族厚生年金を支給しない旨の決定を受けたことから、被告に対し、同処分の取消しを求めるとともに、処分行政庁が原告に対して同年金の支給裁定をすることの義務付けを求めた事案である。本判決では、「認定基準」に基づく生計同一要件は満たさないが、「例外条項」に当たるとして、原告の各請求が認容された。その判断に際して、原告の経済的依存状況につき、法律上の婚姻関係にあったaからの定期的な生活費の付与に限定せず、実質的夫婦共有財産である現金、預貯金、証券や婚姻住居の利用を勘案した点に特徴を有する。しかし、本判決の結論には、疑問である。なぜならば、原告は、生計同一要件が充足されているものとは認められなかったにも関わらず、例外条項の適用をもって生計維持要件を認容されたからである。配偶者要件を満たすことを前提に、生計同一要件と例外条項の適用を論じることは、やや性急な印象を与えるのではないだろうか。

V. おわりに

諸外国において、日本の遺族年金の生計維持要件に当たるものがあるかどうかについては、次のとおりである⁶⁾。

- ①スウェーデン：配偶者間での生計同一性は、恒常的な同居の要件を通じて要求されるが、所得審査はなく、生計維持要件に当たる要件は設けられていない。
- ②ドイツ：一定の収入があることで、年金受給権が喪失するといった意味での生計維持要件はない。ただ、寡婦寡夫年金と他の収入との調整は行われる。
- ③フランス：創設当時の条文には、生計維持要件が含まれていた。その意味は、「生存配偶者固有の老齢年金受給権がないこと」と解されていたようである。現行制度では、生計維持要件はなくなっている。

わが国でも今後、女性の社会進出とともに共働き世帯も増加して、これまでの家族形態はより一層変化していくであろう。そして女性（妻）が自ら所得を得ることで、夫婦間における経済面での相互依存関係は希薄化すると考える。そうなると、現行の生計維持要件（生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱い）は緩和され、遺族年金における「遺族」概念そのものの本質や意義（扶養の喪失）、性質も変化していくのではないだろうか。

社会保障審議会年金部会議論の整理（平成27年1月21日）のなかでは、生計維持要件は言及されなかった。しかし、ワークライフバランスの推進や女性活躍推進法の施行など、女性の就労環境を整備する立法議論が続くなか、これらの社会的変容を踏まえた遺族概念や生計維持要件の検討、そして政令の見直しは急務と考える。

【脚注】

- 1) 堀勝洋. 年金保険法〔第4版〕－基本理論と解釈・判例. 京都：法律文化社；2017. p. 501.
- 2) 江口隆裕. 社会の変化と遺族年金のあり方. 社会保障研究. 2016;1(2) . p. 464.
- 3) 詳細については、厚生労働省（法令等データベース）<http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/>で確認した。

(最終閲覧：平成29年5月23日)

- 4) 遺族厚生年金は、遺族となった夫と妻との間に年齢要件の存否がある。同様の区別がある地方公務員災害補償制度の遺族補償年金は、憲法第14条1項に違反しているか、訴訟で争われて第1審(大阪地裁)は違憲、控訴審(大阪高裁)は合憲、最高裁は合憲と判断した。詳細については、平成27(行ツ)375 遺族補償年金等不支給決定処分取消請求事件(平成29年3月21日最高裁判所第三小法廷)を参照。http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/612/086612_hanrei.pdf(最終閲覧：平成29年9月10日)
- 5) 第IV章で取り上げた、遺族厚生年金不支給決定処分取消請求事件(東京地方裁判所(平成25(行ウ)487号平成27年2月24日)は、次の裁判所判例から引用した。http://www.courts.go.jp/app/-files/hanrei_jp/224/085224_hanrei.pdf(最終閲覧：平成29年5月23日)
同様に、遺族厚生年金不支給決定取消等請求事件(東京地方裁判所(平成26年(行ウ)第502号平成28年2月26日)についても、次の裁判所判例から引用した。http://www.courts.go.jp/app/-files/hanrei_jp/056/086056_hanrei.pdf(最終閲覧：平成29年9月10日)
- 6) 「日本社会保障法学会第70回大会ミニシンポジウム①遺族年金の国際比較」における福田素生氏(埼玉県立大学)からの質問に対する各報告者の返答を整理した。詳細については、日本社会保障法学会. 社会保障法32. 京都:法律文化社; 2017. p. 168. 参照。